

大会当日の立石港 利用約款(大会会場並びに駐車エリア)

(契約の成立)

大会参加者と大会関係者は、この約款を承認のうえ利用するものとし、本約款は、立石港への進入から退出までの間、利用者に適用されるものとします。

通称名:立石港

用地の所在地:香川県高松市屋島東町地先

用地の種類:埠頭用地

使用面積:4,200㎡

第1条 駐車エリアの提供と立石港内(埠頭用地)の利用

本駐車エリアは、本大会に参加するための駐車エリアを提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

又、有限会社香西釣具店の承諾なく、立石港内において営業行為、遊戯、演説、募金、署名運動及び宣伝等の行為を行なうことは禁止します。

第2条 免責

(1)有限会社香西釣具店は、駐車エリア内における車両若しくはその積載物・付属装着物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

(2)有限会社香西釣具店は、駐車エリアの利用者が、駐車エリアの他の利用者若しくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両若しくは

その積載物・付属装着物に起因して被った損害については責任を負いません。

(3)当立石港内で発生した有限会社香西釣具店の責に帰し得ない事由に起因して被った損害については責任を負いません。

(4)有限会社香西釣具店は、自然災害台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による災害及び不可抗力によりお客様が蒙った損害については責任を負いません。

(5)有限会社香西釣具店は、トラブル処理等に際し、お客様のご都合による代車、タクシー代等の費用については責任を負いません。

(6)有限会社香西釣具店は、理由の如何を問わず、通常に出庫できない場合やむを得ず車両をジャッキアップ等で緊急出庫対応を行なうことがあります。

その際に生じた損傷等に関しては責任を負いません。

(7)駐車する際は、周囲を確認し障害物や設備等に接触しないよう駐車して下さい。確認不備により生じた損傷等に関して有限会社香西釣具店は責任を負いません。

(8)有限会社香西釣具店は、利用者同士のトラブルは一切責任を負いません。双方で解決して頂きます。

第3条 利用期間

本駐車エリアは、本大会に参加を目的とするため、駐車利用日は平成29年5月21日(予備日:平成29年6月18日)とします。

この日以外の利用はできません。

第4条 駐車することができる車両

駐車エリアに駐車できる車両は、本大会に関係する車両で、事務局が許可した車両に限ります。(釣り人車両、スタッフ車両、ゲ

スト車両等)

第5条 遵守事項

立石港利用者は下記の事項を遵守して下さい。

- (1) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させて下さい。但し、有限会社香西釣具店が別途承諾する場合は、この限りではありません。
- (2) 車両から離れる時は窓・扉・トランクを施錠し、貴重品を車内に置かないで下さい。
- (3) 乳幼児・動物を残したまま車両から離れないで下さい。
- (4) 立石港内で火気は一切使用しないで下さい。
- (5) 立石港内において設備、漁具など許可なく触れないで下さい。
- (6) 立石港内において騒音を発生させないで下さい。
- (7) 決められた駐車場エリア以外の場所には駐車しないで下さい。
- (8) 立石港内において宿泊はしないで下さい。
- (9) 飲酒運転(薬物等含む)による利用はしないで下さい。
- (10) 場内へのゴミ(吸殻・空缶・弁当空箱・雑誌等)の放置、立ち小便等不衛生な行為は一切しないで下さい。
- (11) 本大会の運営の支障となる行為、又は他の利用者・近隣住民等に迷惑となる行為はしないで下さい。
- (12) 機器、施設若しくは車両の損傷有無に関わらず、駐車場内での事故発生時はその場から離れずに必ず港内から有限会社香西釣具店関係者へご連絡下さい。
- (13) 指定された駐車エリアは大会関係者の駐車場所を提供するものであり、他の工作物等一節設置は出来ません。

第6条 不正駐車

以下の場合には不正駐車とみなし、車両のチェーン施錠、レッカー移動、警察への報告等の措置を取らせて頂きます。

又、レンタカーの場合はレンタカー会社への連絡及びレッカー移動等の措置を取らせて頂きます。

- (1) 第7条(1)に該当する場合。
- (2) 指定された駐車エリア以外に駐車をした場合。

第7条 放置車両の取り扱い

(1) 駐車エリアの利用者が、あらかじめ高松遊漁船連盟への届出を行なうことなく当日を越えて車両を駐車している場合、有限会社香西釣具店は、これらの利用者に対して、高松遊漁船連盟が指定する日までに当該車両の引き取りを請求することができるものとします。

(2) (1)の場合において、利用者が、車両の引き取りを拒み若しくは引き取るができない時又は有限会社香西釣具店が利用者を確認することができない時は、

有限会社香西釣具店は、車両の所有者等(自動車車検証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、有限会社香西釣具店が指定する日までに車両の引き取りを請求することができるものとします。

この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡し時に一切の権利を放棄したものとみなし、

有限会社香西釣具店に対して車両の引渡し請求、又はその他事情の如何を問わず何らの異議を申し立てないものとします。

(3) (1)(2)の請求を書面により行なったにも関わらず、有限会社香西釣具店が指定する日までに車両の引き取りがなされないときは、

有限会社香西釣具店は車両の所有者等が引き取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

(4)有限会社香西釣具店は(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両及び積載物・付属装着物について生じた損害については、

有限会社香西釣具店の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(5)有限会社香西釣具店は(1)の場合において利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む)を調査することができるものとします。

(6)有限会社香西釣具店は(1)の場合において管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(7)有限会社香西釣具店は、所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることが出来ず、

又は有限会社香西釣具店の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、

又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、

所有者等に対して通知し、又駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会いの元、

車両及び積載物・付属装着物の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

(8)有限会社香西釣具店は(7)の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、

遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。

(9)有限会社香西釣具店は(7)の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって要した費用を所有者等に対して請求できるものとします。

第8条 利用者の賠償責任

(1)駐車場の利用者は、下記の事項に該当する場合、その損害を賠償して頂きます。

① 本約款若しくは駐車場内に掲示された規定に違反した場合。

② 故意若しくは重大な過失により立石港内の設備若しくは機器を破損させた場合。

③ ②の有限会社香西釣具店が被った損害、及びその結果、立石港通常利用者の全部又は一部を休業しなければならない場合は、その損害を賠償して頂きます。

(2)有限会社香西釣具店は、第4条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、当日を過ぎて立石港内に駐車している車両等を発見した場合には、

移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。(自動二輪車、原動機付自転車、自転車を含む)、

第9条 利用料金

利用者は1台につき現金500円の協力金をお支払い願います。

第10条 譲渡、転貸等の禁止

お客様は、この駐車エリアを第三者に譲渡もしくは転貸しをしてはなりません。

第11条 駐車場内の通行遵守事項

(1)お客様は、立石港内は徐行運転の遵守(直ちに停止できる速度)を十分に注意して運転すること。

(2)立石港埠頭用地への車両進入については、南側入り口からのみとします。